

## 令和8年度 量子実証モデル事業運営業務委託 仕様書

### 1 事業概要・目的

川崎市では、令和7年3月に策定した「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」に基づき、量子技術に関する多様な研究開発、教育、実証プロジェクトを、新川崎・創造のもりを中核にした市内全域で、様々な企業・大学等と連携しながら推進する「量子イノベーションパーク」の実現に向けた取組を進めている。

本事業（「量子実証 川崎モデル創出事業」）は、市内における量子技術を活用した社会実装の推進に向けて、本市が全国に先駆けて市内を対象とした実証フィールドを提供し、地域・行政課題の解決や市内の産業活性化につながる先進的な実証事例（以下「モデル事業」という。）を創出することを目的とする。

また、実証の成果や進捗を市内外へ幅広く発信することで、企業の量子技術分野への新規参入や、市民からの量子イノベーションパークの取組への理解度・期待感の向上を目指す。

【参考】 新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画  
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000157350.html>

### 2 契約条件等

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

#### (2) 履行場所

川崎市内 他

#### (3) 契約の種別

委託契約

#### (4) 契約方法

公募型企画提案方式による特命随意契約  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

#### (5) その他

本事業に必要な機器・消耗品等は、原則として本市では提供しない。

### 3 「量子実証 川崎モデル創出事業」について

本事業では、以下の要件に該当する事業プランを募集し、モデル事業として選定し、地域・行政課題の解決に向けた事例創出に取り組む。また、実証の成果や進捗を市内外へ幅広く発信することで、企業の量子技術分野への新規参入等を促す。

採択件数	2～3件程度
経費の支払	1件あたり最大250万円、全体で最大650万円
実証期間（予定）	令和8年8月～令和9年2月
対象領域	量子技術や将来的な量子技術の活用を見越した、量子インスパイアド技術等を活用した市域の社会課題解決に資する実証事業
事業ステージ	研究開発が一定程度終了し、実証期間中に具体的な検証が完了する見込みがあること。
事業のゴール	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民や企業が、量子技術の活用を具体的にイメージできる実証事例が創出されていること。</li><li>・ 身近な実証事例を通じ、量子技術分野への理解が促進されていること。</li><li>・ 市内企業や本市の事業での新たな量子技術活用や量子関連企業との連携に繋がること。</li></ul>

※概要は公募時点での想定であり、受注者と協議の上、変更する可能性がある。

### 4 委託業務内容（運営事務局業務）

本事業を円滑かつ効果的に推進するため、受託者は実証モデル事業の運営事務局として、以下に示す業務を行うこと。

#### （1）モデル事業の公募

##### ア 公募要領の作成

- ・ 本市と協議の上、公募要領や公募に必要な資料を作成すること。
- ・ 事業者から量子技術を活用した課題解決に資する多様な提案が集まるよう、受託者の知見やネットワークを活かしたテーマ設定や公募説明会を開催する等、募集上の工夫について検討すること。

##### イ 広報・公募

- ・ 広報用チラシを作成し、印刷物及び電子データを市へ納品すること。
- ・ 広報については、受託者が有する企業・大学・団体等のネットワークや媒体を活用し、広く周知を行うこと。
- ・ 公募については、本市が提供するオンライン申請フォームによる受付業務を補助し、問い合わせ対応や提案書の取りまとめ等の事務を行うこと。

## (2) モデル事業の選定補助

モデル事業の選定にあたっては、量子技術を活用した地域課題・行政課題解決に資する内容であるかを審査するため、有識者による会議体を組成し、有識者ヒアリング会を開催する。採択案件は、有識者からの意見を踏まえ、本市が決定する。なお、応募者多数の場合は、ヒアリング会に先立ち、予備審査会（書類審査等）を行う。

本委託では、以下の業務を委託する。

- ・ ヒアリング会の運営に必要な資料作成や進捗管理等を行うこと。
- ・ 量子技術や社会実装等に知見を有する有識者を本市と協議の上選定・招聘すること。  
有識者への謝金等の支払いを含む事務手続きを行うこと。
- ・ 審査会およびヒアリングの記録を作成し、本市に提出すること。

## (3) モデル事業の実証支援

### ア 経費支援

- ・ 採択事業者が対象経費に定めた対象経費に定めた開発・実証等に要する経費を支払うこと。
- ・ 経費の支払いについては、請求書・領収書・納品書等の証憑類の確認を行うとともに、代表申請者等から収支決算報告書を提出させるなど適切に管理すること。
- ・ なお、経費の精算に伴い、委託料に残額が生じる場合は、委託料の変更を行う。

### イ 実証事業中の伴走支援

- ・ 採択事業者や関連機関と調整を行い、開発・実証が円滑に進むよう進捗管理等を行うこと。
- ・ 実証成果が量子技術の社会実装促進につながるソリューションとなるよう、必要に応じてビジネス面や技術面での助言や支援を行うこと。
- ・ 本市に対し、適宜進捗状況を報告すること。

## (4) 成果報告会の開催、成果発信

成果報告会を開催し、モデル事業の成果及び進捗を企業や市民に広く発信する。

また、量子技術分野における産学官連携の推進や市内中小企業の量子分野への参入促進、市内外の量子関連企業等のネットワーク形成を図るため、量子技術活用に向けたセミナー・マッチングイベント等を開催する。

なお、これらについては併催とすることも可能とする。

本委託では、以下の業務を委託する。

## ア 企画・立案

- ・ 受講した市民や企業等の理解促進や参画への機運醸成につながるよう、成果報告会の内容や登壇者、実施方法等を本市と協議の上、決定すること。  
講師については、受託者が有するネットワークや、本市と連携するSQAI（サステイナブル量子AI研究拠点）やQ-STAR（一般社団法人量子技術による新産業創出協議会）等のアカデミアや量子コンピューター関連企業、量子技術業界団体等を活用して選定する。
- ・ 登壇者への連絡調整や謝金の支払いを行うこと。

## イ 広報・受講者募集

- ・ 広報用チラシを作成し、印刷物及び電子データを市へ納品すること。
- ・ 広報については、受託者が有する企業・大学・団体等のネットワークや媒体を活用し、広く周知を行うこと。
- ・ 受講者募集については、本市が提供するオンライン申請フォームによる受付業務を補助し、問い合わせや参加者との連絡調整に対応すること。

## ウ 当日の運営

- ・ 会場設営、撤去、受付業務、運営に必要な資料作成等を行うこと。  
会場は原則として本市が所有する川崎市役所本庁舎や新川崎・創造のもり（使用料：無料）で実施することとし、不足する備品や機器があった場合には、受託者のもとで調達すること。

## エ その他

- ・ 成果報告会に限らず、本事業の成果や進捗を市内外に広く発信し、本事業の波及に努めること。

## 5 成果物の提出

成果物については電子データで提出すること。

- (1) 業務報告書（PDFデータ）
- (2) 本事業において受託者が作成した資料、データ、広報物等

## 6 その他

- (1) 事業の実施にあたっては本市が取り組む量子イノベーションパーク実現に向けた開発・実証・教育関連の事業や新川崎・創造のもりの機能更新に関する取組、本市が参画している東京大学を代表機関とする拠点〔名称：サステナブル量子 AI 研究拠点（SQAI）〕における、新川崎サテライト拠点等と連動して実施することを想定し、必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な事業が実施されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたり、本市と密に連携し、必要な事項について積極的に提案や協議を行うこと。
- (4) 本事業で知り得た情報等については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 業務終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、回収したアンケート等は適切に処分すること。
- (6) 本事業で受託者が作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。